

議案第 35 号

さいたま市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 1 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市個人番号の利用に関する条例（平成 27 年さいたま市条例第 60 号）の
一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第 2（第 4 条関係）			別表第 2（第 4 条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 市長	[略]	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による中国残留邦人等支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給若しくは生活保護準用事務に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、介護保険法（平成 9	1 市長	[略]	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による中国残留邦人等支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給若しくは生活保護準用事務に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、介護保険法（平成 9

年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療費に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)、さいたま市国民健康保険税条例(平成14年さいたま市条例第28号)による国民健康保険税の賦課徴収に関する情報(以下「国民健康保険税賦課徴収情報」という。)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは市の療育手帳制度に基づく療育手帳に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)による養育里親の登録に関する情報、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による地域子ども・子育て支援事業の実施に

年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療費に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)、さいたま市国民健康保険税条例(平成14年さいたま市条例第28号)による国民健康保険税の賦課徴収に関する情報(以下「国民健康保険税賦課徴収情報」という。)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)による養育里親の登録に関する情報、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報(以下「地域子ども・子

		関する情報（以下「地域子ども・子育て支援事業情報」という。）又は児童福祉法による保育所における費用の徴収に関する情報（以下「保育所費用徴収情報」という。）であって規則で定めるもの
2～5 [略]		
6 市長	[略]	生活保護関係情報、 <u>障害者関係情報</u> 、措置入所等関係情報、自立支援給付関係情報又は児童福祉法による障害児通所支援若しくは障害児入所支援に関する情報であって規則で定めるもの
7～21 [略]		
22 市長	[略]	中国残留邦人等支援給付等関係情報、 <u>生活保護関係情報</u> 又は <u>障害者関係情報</u> であって規則で定めるもの
23 市長	[略]	中国残留邦人等支援給付等関係情報、 <u>生活保護関係情報</u> 又は <u>障害者関係情報</u> であって規則で定めるもの
24～32 [略]		
33 市長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは <u>子育てのための施設等利用給付の支給</u> 又は地域子ども・子育て支援事業の	[略]

		育て支援事業情報」という。）又は児童福祉法による保育所における費用の徴収に関する情報（以下「保育所費用徴収情報」という。）であって規則で定めるもの
2～5 [略]		
6 市長	[略]	生活保護関係情報、措置入所等関係情報、自立支援給付関係情報又は児童福祉法による障害児通所支援若しくは障害児入所支援に関する情報であって規則で定めるもの
7～21 [略]		
22 市長	[略]	中国残留邦人等支援給付等関係情報又は <u>生活保護関係情報</u> であって規則で定めるもの
23 市長	[略]	中国残留邦人等支援給付等関係情報又は <u>生活保護関係情報</u> であって規則で定めるもの
24～32 [略]		
33 市長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定める	[略]

	実施に関する事務であって規則で定めるもの			もの	
34・35 [略]			34・35 [略]		
36 市長	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの			
37 市長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）による賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの			

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。